島根県環境資金:融資対象となる低公害車

- (1) 電気自動車、メタノール自動車、天然ガス自動車又はハイブリッド自動車
- (2) 車両総重量3.5 t 以下のディーゼル自動車又はガソリン自動車で、次のいずれかに該当するもの
 - ア 平成17年排出ガス基準に対し、50%以上の低減を達成した自動車 ※次のステッカーの交付を受けられるものが該当します。



又は



- イ 平成21年排出ガス基準に適合している自動車
- (3) 車両総重量3.5 t 超のディーゼル自動車又はガソリン自動車で、次のいずれかに該当するものア 平成17年排出ガス基準に対し、NO×及びPMにつき10%以上の低減を達成した自動車 ※次のステッカーの交付を受けられるものが該当します。



イ 平成17年排出ガス基準に対しNO×又はPMにつき10%以上の低減を達成し、かつ、平成27年度燃費基準を達成している自動車

※次のステッカーの交付を受けられるものが該当します。



又は



かつ



ウ 平成21年排出ガス基準に適合している自動車